

令和 5 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 3 0 日 招 集
流 山 市

目 次

- 8 1 令和 5 年度流山市一般会計補正予算（第 5 号）
- 8 2 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 8 3 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 4 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 5 令和 5 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 6 流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 7 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 8 流山市都市公園条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 9 指定管理者の指定について（流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家）
- 9 0 指定管理者の指定について（流山市おおたかの森ホール）
- 9 1 指定管理者の指定について（流山市北部公民館）
- 9 2 指定管理者の指定について（流山市東部公民館）
- 9 3 令和 5 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 4 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 5 流山市白みりんミュージアムの設置及び管理に関する条例の制定について
- 9 6 流山市農業振興資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 7 令和 5 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 9 8 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 9 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 0 指定管理者の指定について（流山市自転車駐車場）

1 0 1 市道路線の認定について

1 0 2 市道路線の廃止について

1 3 専決処分の報告について

1 4 専決処分の報告について

1 5 専決処分の報告について

1 6 専決処分の報告について

議案第 82 号

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 一般職の職員に係る給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するためである。

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162, 100	196, 200	240, 900	271, 600	295, 400	323, 100	365, 500	410, 300
	2	163, 200	197, 900	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100	412, 700
	3	164, 400	199, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500	415, 200
	4	165, 500	200, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900	417, 600
	5	166, 600	202, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500	374, 800	419, 500
	6	167, 700	203, 800	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500	377, 300	421, 600
	7	168, 800	205, 200	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400	379, 600	423, 700
	8	169, 900	206, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900
	9	170, 900	208, 000	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500	427, 800
	10	172, 300	209, 700	253, 400	286, 700	312, 000	341, 200	387, 100	429, 900
	11	173, 600	211, 400	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432, 000
	12	174, 900	212, 900	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900
	13	176, 100	214, 400	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600	435, 600
	14	177, 600	216, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000	396, 900	437, 400
	15	179, 100	217, 900	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300
	16	180, 700	219, 600	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200
	17	181, 800	221, 100	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200	443, 000
	18	183, 200	222, 600	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800
	19	184, 600	224, 100	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000	446, 600
	20	186, 000	225, 600	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800	448, 300
	21	187, 300	226, 800	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600	450, 100
	22	189, 600	228, 200	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400	451, 600
	23	191, 800	229, 600	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200	453, 000
	24	194, 000	231, 000	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000	454, 500
	25	196, 200	232, 400	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600	455, 900
	26	197, 900	234, 000	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100	457, 200
	27	199, 400	235, 500	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600	458, 500
	28	200, 900	236, 900	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700
	29	202, 400	238, 100	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600	460, 700
	30	203, 800	239, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900	461, 400
	31	205, 200	241, 200	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200	462, 200
	32	206, 600	242, 600	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400	462, 900
	33	208, 000	243, 600	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600
	34	209, 300	245, 100	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400
	35	210, 600	246, 400	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100
	36	211, 900	247, 600	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700
	37	213, 200	248, 700	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200
	38	214, 400	249, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800
	39	215, 600	250, 600	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400
	40	216, 700	251, 500	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000
	41	217, 800	252, 400	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500
	42	218, 900	253, 300	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000
	43	219, 900	254, 100	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
	44	220, 900	254, 900	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
	45	221, 800	255, 600	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
46	222, 700	256, 700	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300		

47	223, 600	257, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700
48	224, 500	259, 000	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400
49	225, 400	260, 200	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900
50	226, 300	261, 400	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300
51	227, 200	262, 500	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700
52	228, 100	263, 600	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
53	228, 900	264, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
54	229, 800	265, 800	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
55	230, 700	266, 900	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	267, 900	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	268, 900	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	269, 900	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	270, 900	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	271, 800	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	272, 700	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	273, 600	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	446, 600
63	235, 800	274, 500	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	446, 900
64	236, 300	275, 400	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	447, 200
65	236, 800	276, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	447, 500
66	237, 300	277, 200	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
67	237, 800	278, 100	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
68	238, 400	279, 000	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
69	238, 900	280, 000	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
70	239, 400	281, 000	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
71	239, 900	281, 900	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
72	240, 400	282, 800	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
73	240, 900	283, 300	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
74	241, 400	284, 000	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
75	241, 800	284, 700	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
76	242, 300	285, 600	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
77	242, 800	286, 600	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
78	243, 300	287, 400	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	288, 200	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	289, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	289, 700	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	290, 200	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
83	245, 600	290, 600	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
84	246, 000	291, 000	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
85	246, 400	291, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
86	246, 800	291, 500	340, 500	379, 200	392, 300	411, 600	
87	247, 200	291, 700	341, 000	379, 600	392, 600	411, 900	
88	247, 600	292, 000	341, 400	380, 000	392, 800	412, 100	
89	248, 000	292, 200	341, 700	380, 400	393, 000	412, 300	
90	248, 500	292, 400	342, 100	380, 900	393, 300		
91	248, 800	292, 700	342, 600	381, 300	393, 600		
92	249, 100	292, 900	343, 000	381, 700	393, 800		
93	249, 400	293, 200	343, 200	382, 000	394, 000		
94			343, 600	382, 500	394, 300		
95			344, 100	382, 900	394, 600		
96			344, 500	383, 300	394, 800		
97			344, 700	383, 600	395, 000		
98			345, 100	384, 100	395, 300		
99			345, 500	384, 500	395, 600		
100			345, 800	384, 900	395, 800		

	101			346, 100	385, 200	396, 000			
	102			346, 500	385, 700	396, 300			
	103			346, 900	386, 100	396, 600			
	104			347, 300	386, 500	396, 800			
	105			347, 800	386, 800	397, 000			
	106			348, 200	387, 300	397, 300			
	107			348, 600	387, 700	397, 600			
	108			349, 000	388, 100	397, 800			
	109			349, 500	388, 400	398, 000			
	110			349, 900	388, 900	398, 300			
	111			350, 200	389, 300	398, 600			
	112			350, 500	389, 700	398, 800			
	113			351, 000	390, 000	399, 000			
	114				390, 500				
	115				390, 900				
	116				391, 300				
	117				391, 600				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 188, 700	円 216, 200	円 256, 200	円 275, 600	円 290, 700	円 316, 200	円 358, 000	円 391, 200

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

（流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第21条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の125」を「100分の135」に改める。

第6条 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第21条第1項中「100分の125」を

「１００分の１２２．５」に、「１００分の１３５」を「１００分の１３０」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第６条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

（適用）

- 2 第１条の規定（流山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の改正規定に限る。）による改正後の給与条例及び第３条の規定（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第７条第１項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和５年４月１日から、第１条の規定（給与条例別表第１の改正規定を除く。）による改正後の給与条例、第３条の規定（任期付職員条例第７条第１項の表の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例及び第５条の規定による改正後の流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度条例」という。）の規定は、同年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第１条の規定による改正後の給与条例若しくは第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定又は改正後の会計年度条例第１１条第１項の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例若しくは第３条の規定による改正前の任期付職員条例の規定又は第５条の規定による改正前の流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１１条第１項の規定により支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例若しくは第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定又は改正後の会計年度条例第１１条第１項の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 83 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の125」に、
「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、
「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 84 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の210」を「100分の220」に改
める。

第2条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の215」に改
める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令
和6年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和
5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定によ
る改正前の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手
当の内払とみなす。

議案第 86 号

流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例

流山市児童育成手当支給条例（昭和５７年流山市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号カ及び第２号カ中「第１０条第１項」の次に「又は第１０条の２」を加える。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第 87 号

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、当該基準に準じて改正するためである。

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

流山市都市公園条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市都市公園条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市総合運動公園の庭球場の増設及び人工芝の張替え、流山市コミュニティプラザの室外庭球場及び室内庭球場の人工芝の張替え等に伴い、利用料金を改めるためである。

流山市都市公園条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(流山市都市公園条例の一部改正)

第1条 流山市都市公園条例（昭和54年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第5のうち、1 屋外施設利用料の表中

「

小・中・高校生	一般
220円	550円

を

」

「

小・中・高校生	一般
300円	700円

に改め

」

る。

(流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例（令和元年流山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「550円」を「700円」に、「1,100円」を「1,250円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(流山市都市公園条例の一部改正に係る経過措置)

2 この条例による改正後の流山市都市公園条例別表第5のうち、1 屋外施設利用料の表の規定は、この条例の施行の日以後の屋外施設の使用に係る利用料について適用し、同日前の屋外施設の使用に係る利用料については、なお従前の例による。

(流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

3 この条例による改正後の流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に

係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 89 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 神田 英子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 90 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市おおたかの森ホール

2 指定管理者となる団体

東京都中央区日本橋三丁目1番8号

スターツ・シアターワークショップ共同事業体

（代表団体）

東京都中央区日本橋三丁目1番8号

スターツファシリティーサービス株式会社

代表取締役 浅野 賢一

（構成団体）

東京都中央区日本橋三丁目4番10号

スターツコーポレーション株式会社

代表取締役 磯崎 一雄

（構成団体）

東京都中央区日本橋三丁目1番8号

スターツエージェンシー株式会社

代表取締役 長谷川 隆浩

（構成団体）

東京都渋谷区神宮前六丁目23番3号

株式会社シアターワークショップ

代表取締役 伊東 正示

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 91 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市北部公民館

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 神田 英子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 92 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市東部公民館
- 2 指定管理者となる団体
流山市美原4丁目215番地の4
NPO法人コミュネット流山
理事長 堂下 延代
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 94 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、世帯に出産する予定又は出産した国民健康保険の被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額するほか、所要の改正を行うためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成３年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２６条の２」を「第２６条の３」に改める。

第７条の３中「並びに第２０条の３第１項及び第３項」を「、第２０条の３第１項及び第３項並びに第２０条の４第１項及び第４項」に改め、同条第２号エ中「及び第７２条の３の２第１項の規定による繰入金及び」を「、第７２条の３の２第１項及び第７２条の３の３第１項の規定による繰入金並びに」に改める。

第９条第１項中「附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項」を「附則第３５条の２の６第８項又は第１１項」に、「附則第３５条の２の６第１５項」を「附則第３５条の２の６第１１項」に改める。

第１６条の２中「並びに第２０条の３第２項及び第４項」を「、第２０条の３第２項及び第４項並びに第２０条の４第２項及び第５項」に改め、同条第２号イ中「及び第７２条の３の２第１項」を「、第７２条の３の２第１項及び第７２条の３の３第１項」に改める。

第１６条の１０中「第２０条第３項」の次に「並びに第２０条の４第３項及び第６項」を加え、同条第２号イ中「第７２条の３第１項」の次に「及び第７２条の３の３第１項」を加える。

第１９条第１項中「又は１世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者」を「若しくは１世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者」に、「又は第１６条の１１」を「若しくは第１６条の１１」に、「に定める額若しくは同条第２項若しくは第３項の規定により読み替えて準用する同条第１項各号」を「（同条第２項又は第３項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第２０条の３第１項（同条第２項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第１１条若しくは第１５条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ１０分の５を乗じて得た額、第２０条の３第３項第１号（同条第４項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第２０条の４第１項各号（同条第２項又は第３項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第４項各号（同条第５項又は第６項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項

において同じ。）」に、「又は特例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった日」に改め、同条第2項中「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第20条の3第1項に定める第11条若しくは第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第3項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号」に改める。

第20条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第20条の3第1項及び同条第3項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額は、令第29条の7第2項第9号に定める金額を超えることができない。）とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

- （1）当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第26条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- （2）当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す

る。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第12条」とあるのは「第16条の3又は第16条の6」と、「令第29条の7第2項第9号」とあるのは「令第29条の7第3項第8号」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第12条」とあるのは「第16条の11」と、「令第29条の7第2項第9号」とあるのは「令第29条の7第4項第8号」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条又は第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額は、令第29条の7第2項第9号に定める金額を超えることができない。）とする。

（1）当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第12条」とあるのは「第16条の3又は第16条の6」と、「令第29条の7第2項第9号」とあるのは「令第29条の7第3項第8号」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出

産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 8 条又は第 12 条」とあるのは「第 16 条の 11」と、「令第 29 条の 7 第 2 項第 9 号」とあるのは「令第 29 条の 7 第 4 項第 8 号」と読み替えるものとする。

第 26 条の 2 第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第 26 条の 3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- （1）世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- （2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- （3）出産の予定日
- （4）単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）出産の予定日を明らかにすることができる書類
- （2）多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- （3）出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第 1 項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の 2 第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例第20条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

議案第 95 号

流山市白みりんミュージアムの設置及び管理に関する条例の制定
について

流山市白みりんミュージアムの設置及び管理に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 公の施設として流山市白みりんミュージアムを設置し、その
管理及び当該施設において実施する事業について必要な事項を
定め、指定管理者による管理を行わせるためである。

流山市白みりんミュージアムの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、流山市白みりんミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 流山市が発祥の地である白みりんについて学びや体験ができる施設を提供することにより、流山市を訪れた観光客が、流山市を白みりんの発祥地として認知することができ、流山市ならではの観光資源による交流人口の増加を図るとともに、住民の地域愛・郷土愛の醸成につなげていくことを目的として、ミュージアムを設置する。

(名称及び位置)

第3条 ミュージアムの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市白みりんミュージアム	流山市流山3丁目358番地の1

(事業)

第4条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 白みりんに関する展示や体験コンテンツの提供に関すること。
- (2) 白みりんに関する資料の収集、保存及び公開に関すること。
- (3) 白みりんに関する物品等の販売に関すること。
- (4) 観光情報及び地域情報の発信に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(施設)

第5条 ミュージアムに次に掲げる施設を設ける。

- (1) 無料展示エリア
- (2) 有料展示エリア
- (3) 販売エリア
- (4) 事務室、準備室その他前条各号に掲げる事業に必要な施設

(指定管理者による管理)

第6条 市は、ミュージアムの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ミュージアムの管理を行わせるものとする。

2 前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）ミュージアムの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- （2）第4条各号に規定する事業の実施に関すること。
- （3）第9条に規定する有料展示エリアの入場料金（以下「入場料金」という。）の収受に関すること。
- （4）第10条に規定する入場料金の減免に関すること。
- （5）第11条に規定する入場料金の還付に関すること。
- （6）第12条に規定する入館の制限に関すること。

（開館時間及び休館日）

第8条 ミュージアムの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。

- （1）月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる時は、その直後の同法に規定する休日でない日）
- （2）1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

（入場料金）

第9条 ミュージアムの有料展示エリアに入場しようとする者は、入場料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 入場料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 入場料金は、前納とする。

4 市長は、入場料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

（入場料金の減免）

第10条 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、入場料金を減額し、又は免除することができる。

（入場料金の還付）

第 1 1 条 既に納付した入場料金は、還付しない。ただし、入場者の責に帰することができない事由があると認めるときは、指定管理者は、入場料金の全部又は一部を還付することができる。

（入館の制限）

第 1 2 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- （１）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （２）ミュージアムの施設等を損傷するおそれがあるとき。
- （３）その他ミュージアムの管理上支障があるとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、入館者の数を制限することができる。

（損害賠償）

第 1 3 条 故意若しくは過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害の賠償をしなければならない。

（委任）

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 3 月 3 1 日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定に係る手続及び指定管理者がミュージアムの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 9 条関係）

区分	入場料金（１人１回につき）	
	個人	団体（２０人以上）
一般	3 0 0 円	2 4 0 円
学生	1 5 0 円	1 2 0 円

備考

- 1 この表における「学生」とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育

学校、特別支援学校及び高等専門学校に通学する者並びにこれらに準ずる国外の教育施設に通う者をいう。

- 2 この表における「一般」とは、学生及び小学校（これに準ずる国外の教育施設を含む。）就学の始期に達するまでの者（以下「未就学児」という。）を除くすべての者をいう。
- 3 未就学児の入場料金は、無料とする。
- 4 入場料金の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。

議案第 96 号

流山市農業振興資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市農業振興資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年
法律第56号）による農地法（昭和27年法律第229号）の
一部改正に伴い、農地を取得する際の下限面積の要件が廃止さ
れたことを踏まえ、農業振興資金の融資要件を見直すためであ
る。

流山市農業振興資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例
流山市農業振興資金融資及び利子補給条例（平成２８年流山市条例第
１４号）の一部を次のように改正する。

別表農業後継者育成資金の項中「、かつ、３０アール以上の経営面積
を有するもの」を「であるもの」に改め、同表都市農業対策資金の項中
「で、３０アール以上の経営面積を有するもの」を削り、同表経営安定
資金の項及び市長が特に必要と認める資金の項中「農家で、３０アール
以上の経営面積を有するもの」を「農業を営む者」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第 98 号

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の
一部を改正する法律（令和5年法律第30号）による配偶者か
らの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年
法律第31号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うため
である。

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
流山市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年流山市条例第
２４号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項第８号イ中「第１０条第１項」の次に「又は第１０条の
２」を、「第２８条の２において」の次に「これらの規定を」を加え
る。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第 99 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、蓄電池設備における安全基準に関する規定を見直すとともに、固体燃料を使用する厨房設備の離隔距離に関する基準について新たに定めるためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和３７年流山市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第３号の２中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第１１条の２第１項第４号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第１３条第１項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が１０キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が１０キロワット時を超え２０キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和５年消防庁告示第７号）第２に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床土又は台土に設けなければならない。

第１３条第３項を次のように改める。

- ３ 第１項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第３に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第１３条第４項中「第２項並びに本条第１項」を「第１１条の２第１項第４号」に改める。

第４４条第１３号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が２０キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第３厨房設備の項を次のように改める。

厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型こ	14kW以 下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上方 の側方又 は後方の
------------------	------------------	------------------	-----	--	------------	-----	---------	----	---------	------------------------------

			んろ・グリル付 んろ・グリドル付 こんろ					離隔距離 を示す。
			据置型レンジ	21kW以 下	100	15 注	15 注	
		不開放式 燃	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型こ んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	14kW以 下	80	0	－ 0	
			据置型レンジ	21kW以 下	80	0	－ 0	
	固不 体燃 燃以 料外	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	－	100	50	50 50	
		木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	－	80	30	－ 30	
	上記に分類さ れないもの		使用温度が800℃ 以上のもの	－	250	200	300 200	
			使用温度が300℃ 以上800℃未満の もの	－	150	100	200 100	

		使用温度が300℃ 未満のもの	-	100	50	100	50	
--	--	--------------------	---	-----	----	-----	----	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の流山市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 100 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市自転車駐車場

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 神田 英子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 101 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和5年11月30日提出

流山市長 井崎 義治

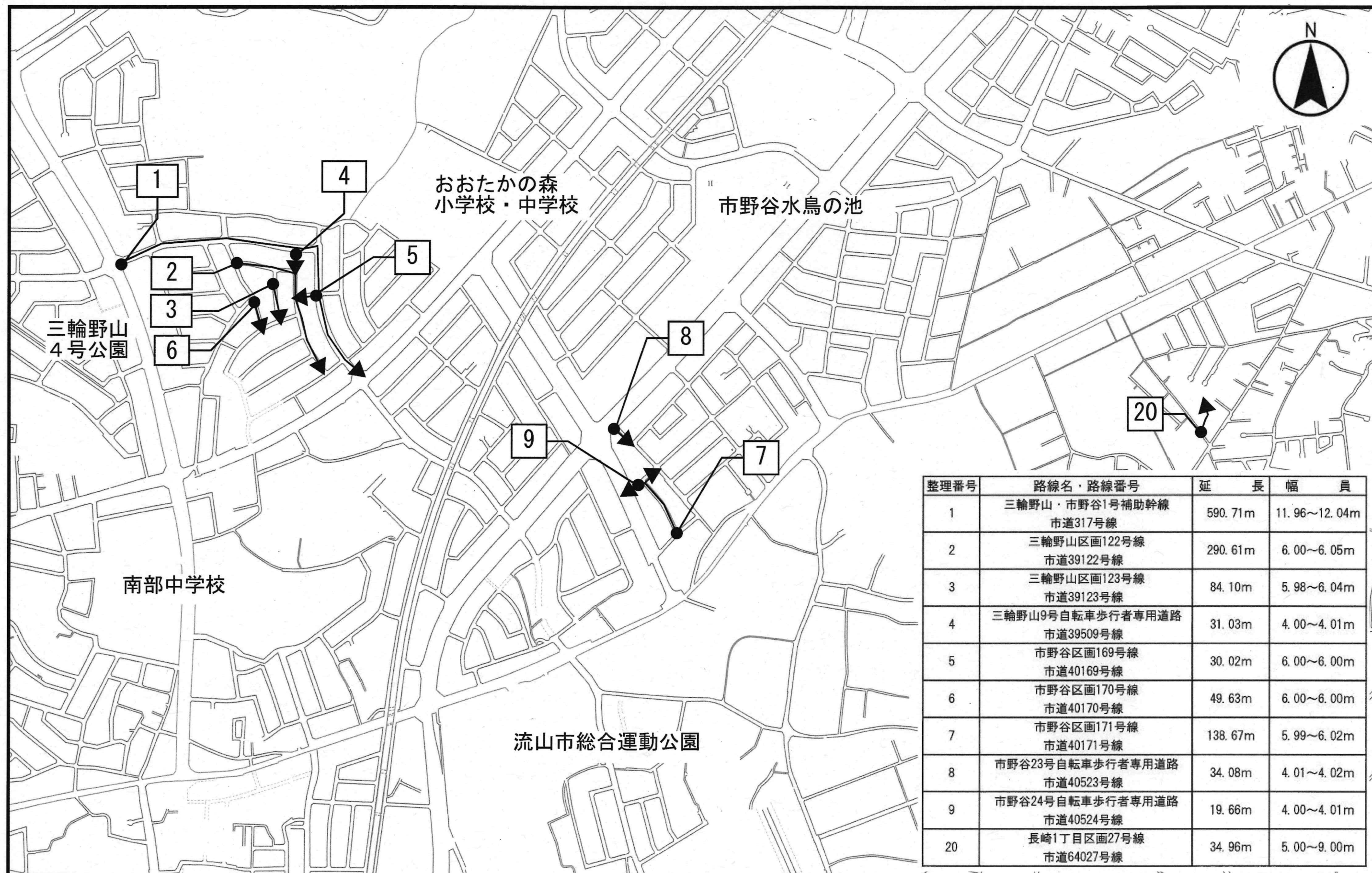
整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	3 1 7	三輪野山・市野谷 1 号補助幹線	三輪野山四丁目 3 番 1	
			市野谷字宮後 2 5 3 番 1	
2	3 9 1 2 2	三輪野山区画 1 2 2 号線	三輪野山字八幡前 8 1 8 番 2	
			市野谷字宮後 2 4 7 番 1	
3	3 9 1 2 3	三輪野山区画 1 2 3 号線	三輪野山字八幡前 8 1 6 番 7	
			市野谷字宮後 1 9 5 番 1	
4	3 9 5 0 9	三輪野山 9 号自転車歩行者専用道路	三輪野山字八幡前 8 1 6 番 3	
			市野谷字宮後 1 9 8 番 2	
5	4 0 1 6 9	市野谷区画 1 6 9 号線	市野谷字宮後 2 0 0 番 2	
			同 所 1 9 5 番 2	
6	4 0 1 7 0	市野谷区画 1 7 0 号線	市野谷字宮後 1 9 3 番 2	
			同 所 1 9 4 番 1	
7	4 0 1 7 1	市野谷区画 1 7 1 号線	市野谷字向山 4 3 7 番 2	
			同 所 5 1 9 番 1	
8	4 0 5 2 3	市野谷 2 3 号自転車歩行者専用道路	市野谷字向山 5 1 7 番 1	
			おおたかの森南二丁目 3 5 番 8	
9	4 0 5 2 4	市野谷 2 4 号自転車歩行者専用道路	市野谷字向山 5 1 9 番 1	
			同 所 4 4 1 番 2	
1 0	5 6 0 1 6	後平井区画 1 6 号線	後平井字中通 7 0 番	
			同 所 8 8 番	
1 1	5 6 0 1 7	後平井区画 1 7 号線	後平井字中通 7 4 番 1	
			同 所 4 9 番	
1 2	5 6 0 1 8	後平井区画 1 8 号線	後平井字中通 8 4 番 1	
			同 所 4 8 番	
1 3	5 6 0 1 9	後平井区画 1 9 号線	後平井字中通 5 0 番	
			同 所 4 7 番	
1 4	5 7 0 0 2	前平井区画 2 号線	前平井字堀米 9 3 番	
			後平井字松間台 1 4 番	
1 5	5 7 0 0 3	前平井区画 3 号線	前平井字堀米 8 5 番	
			加字東割 4 5 2 番 1	
1 6	5 7 0 0 4	前平井区画 4 号線	前平井字ゑぼうち 7 9 番 1	
			同 所 1 9 番	
1 7	5 7 0 0 5	前平井区画 5 号線	前平井字堀米 8 1 番	
			前平井字ゑぼうち 1 7 番	
1 8	5 7 5 0 4	前平井 4 号自転車歩行者専用道路	前平井字ゑぼうち 1 0 番	
			同 所 1 4 番	
1 9	5 7 5 0 5	前平井 5 号自転車歩行者専用道路	前平井字ゑぼうち 6 6 番	
			前平井字堀米 8 4 番	
2 0	6 4 0 2 7	長崎 1 丁目区画 2 7 号線	長崎 1 丁目 1 5 3 番 7	
			同 所 同 番 1 1	

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
2 1	7 3 0 1 5	松ヶ丘 1 丁目区画 1 5 号線	松ヶ丘 1 丁目 4 8 3 番 6	
			同 所 同 番 1 3	
2 2	8 0 0 4 1	木区画 4 1 号線	南流山 9 丁目 7 番 1 7	
			同 所 3 番 1	
2 3	8 0 0 4 2	木区画 4 2 号線	南流山 9 丁目 1 3 番 4	
			同 所 1 4 番 2	
2 4	8 0 0 4 3	木区画 4 3 号線	南流山 9 丁目 6 番 1 6	
			同 所 5 番 1	
2 5	8 0 0 4 4	木区画 4 4 号線	南流山 9 丁目 7 番 1 7	
			同 所 6 番 1	
2 6	8 0 0 4 5	木区画 4 5 号線	南流山 9 丁目 9 番 9	
			同 所 1 1 番 6	
2 7	8 0 0 4 6	木区画 4 6 号線	南流山 9 丁目 1 0 番 1	
			同 所 1 2 番 6	
2 8	8 0 0 4 7	木区画 4 7 号線	木一丁目 8 番 6	
			同 所 7 番 3	
2 9	8 0 0 4 8	木区画 4 8 号線	木一丁目 7 番 5	
			同 所 同 番 1 4	
3 0	8 0 0 6 6	木区画 6 6 号線	南流山 8 丁目 3 番 2 8	
			木二丁目 2 0 番 9	
3 1	8 0 0 8 3	木区画 8 3 号線	木一丁目 9 番 5	
			同 所 1 3 番 7	
3 2	8 0 0 8 4	木区画 8 4 号線	木一丁目 1 2 番 8	
			同 所 1 3 番 1	
3 3	8 0 0 9 2	木区画 9 2 号線	木二丁目 1 番 1	
			同 所 6 番 5	
3 4	8 0 0 9 3	木区画 9 3 号線	木二丁目 2 0 番 1	
			同 所 1 番 3	
3 5	8 0 0 9 4	木区画 9 4 号線	木二丁目 1 番 3	
			同 所 2 2 番 1	
3 6	8 0 0 9 5	木区画 9 5 号線	木二丁目 2 番 2	
			同 所 5 番 1 4	
3 7	8 0 0 9 6	木区画 9 6 号線	木二丁目 6 番 2	
			同 所 1 8 番 1 2	
3 8	8 0 0 9 7	木区画 9 7 号線	木二丁目 1 8 番 6	
			同 所 2 5 番 1 7	
3 9	8 0 0 9 8	木区画 9 8 号線	木二丁目 1 9 番 1	
			同 所 1 8 番 1 0	
4 0	8 0 0 9 9	木区画 9 9 号線	木二丁目 2 2 番 1	
			同 所 1 9 番 8	

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
4 1	8 0 1 0 0	木区画 1 0 0 号線	木二丁目 1 7 番 1	
			同 所 1 5 番 7	
4 2	8 0 1 0 1	木区画 1 0 1 号線	木二丁目 2 2 番 1 1	
			同 所 2 3 番 2 1	
4 3	8 0 1 0 2	木区画 1 0 2 号線	木二丁目 2 3 番 3	
			同 所 2 4 番 1 1	
4 4	8 0 1 0 3	木区画 1 0 3 号線	木二丁目 2 7 番 2	
			同 所 2 6 番 1	
4 5	8 0 1 0 4	木区画 1 0 4 号線	南流山 9 丁目 4 番 1	
			同 所 8 番 1	
4 6	8 0 1 0 5	木区画 1 0 5 号線	木三丁目 1 番 2	
			同 所 8 番 1 1	
4 7	8 0 1 0 6	木区画 1 0 6 号線	木三丁目 6 番 1	
			同 所 5 番 3 2	
4 8	8 0 1 0 7	木区画 1 0 7 号線	木三丁目 4 番 1	
			同 所 3 番 4	
4 9	8 0 1 0 8	木区画 1 0 8 号線	木三丁目 3 番 1	
			同 所 2 番 2 8	
5 0	8 0 1 0 9	木区画 1 0 9 号線	木三丁目 3 番 1 9	
			同 所 5 番 1	
5 1	8 0 1 1 0	木区画 1 1 0 号線	木三丁目 5 番 1 8	
			同 所 8 番 1	
5 2	8 0 1 1 1	木区画 1 1 1 号線	木三丁目 8 番 2	
			同 所 9 番	
5 3	8 0 1 1 2	木区画 1 1 2 号線	木三丁目 2 2 番 1	
			同 所 9 番	
5 4	8 0 1 1 3	木区画 1 1 3 号線	木三丁目 2 2 番 1	
			同 所 2 4 番 6	
5 5	8 0 1 1 4	木区画 1 1 4 号線	木三丁目 2 4 番 9	
			同 所 2 1 番 6	
5 6	8 0 1 1 5	木区画 1 1 5 号線	木三丁目 2 1 番 1	
			同 所 2 5 番 3 3	
5 7	8 0 1 1 6	木区画 1 1 6 号線	木三丁目 1 8 番	
			同 所 2 5 番 1	
5 8	8 0 1 1 7	木区画 1 1 7 号線	木三丁目 2 5 番 2 0	
			同 所 2 3 番 4	
5 9	8 0 1 1 8	木区画 1 1 8 号線	南流山 1 0 丁目 1 3 番 1	
			同 所 4 番 7	
6 0	8 0 1 1 9	木区画 1 1 9 号線	南流山 1 0 丁目 1 2 番 6	
			同 所 1 3 番 1	

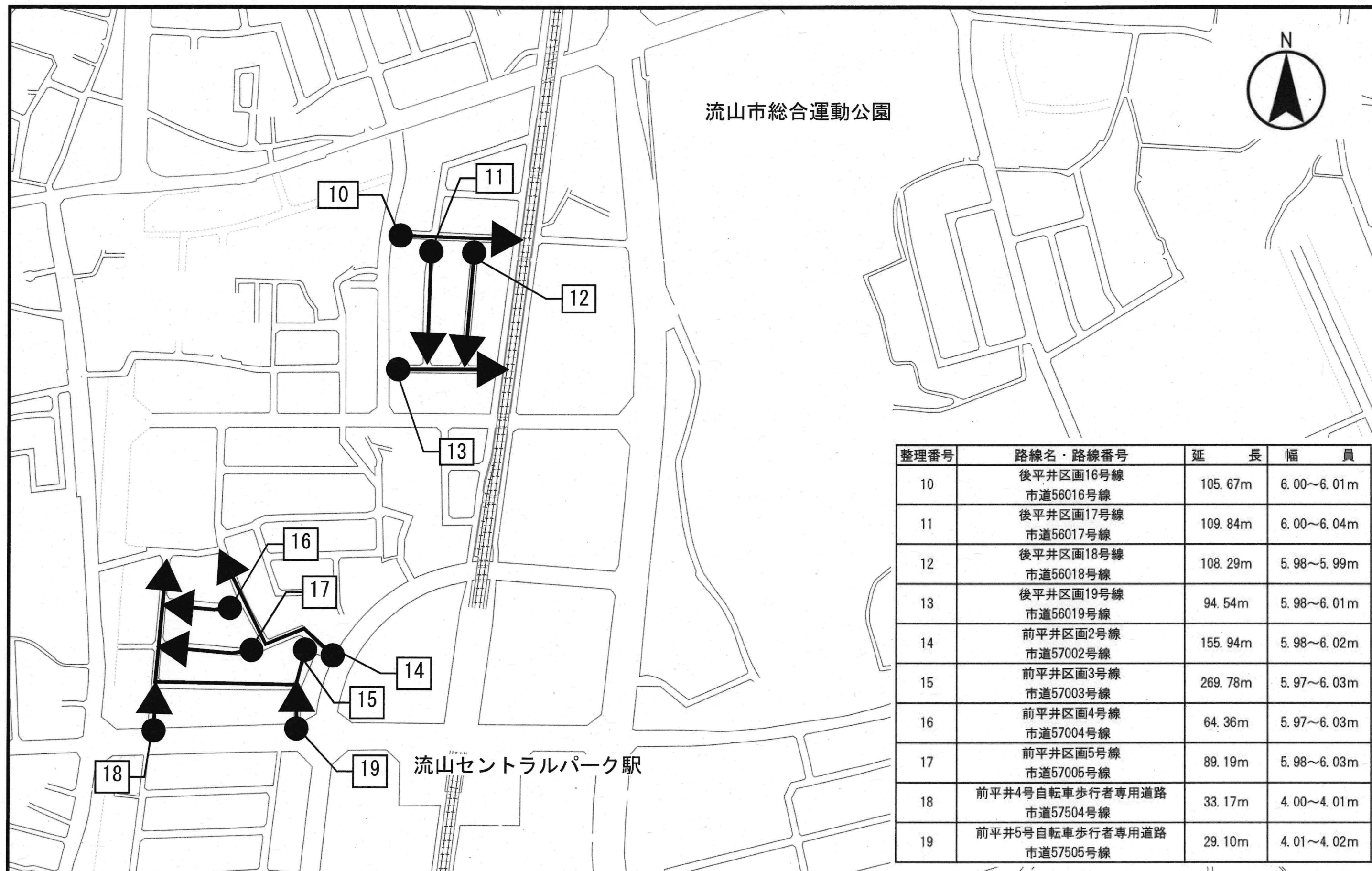
整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
6 1	8 0 1 2 0	木区画 1 2 0 号線	南流山 1 0 丁目 1 7 番 1	
			同 所 3 番 8	
6 2	8 0 1 2 1	木区画 1 2 1 号線	南流山 1 0 丁目 1 4 番 1	
			同 所 1 3 番 9	
6 3	8 0 1 2 2	木区画 1 2 2 号線	南流山 1 0 丁目 1 5 番 1	
			同 所 1 4 番 1 3	
6 4	8 0 1 2 3	木区画 1 2 3 号線	南流山 1 0 丁目 1 6 番 1	
			同 所 1 5 番 1 0	
6 5	8 0 1 2 4	木区画 1 2 4 号線	南流山 1 0 丁目 2 4 番 1	
			同 所 1 6 番 9	
6 6	8 0 1 2 5	木区画 1 2 5 号線	南流山 1 0 丁目 1 1 番 1	
			同 所 5 番 1 2	
6 7	8 0 1 2 6	木区画 1 2 6 号線	南流山 1 0 丁目 1 1 番 2	
			同 所 9 番 5	
6 8	8 0 1 2 7	木区画 1 2 7 号線	南流山 1 0 丁目 1 0 番 3	
			同 所 9 番 1	
6 9	8 0 1 2 8	木区画 1 2 8 号線	南流山 1 0 丁目 6 番 8	
			同 所 8 番 7	
7 0	8 0 1 2 9	木区画 1 2 9 号線	南流山 1 0 丁目 7 番 1	
			同 所 6 番 1 5	
7 1	8 0 1 3 0	木区画 1 3 0 号線	南流山 1 0 丁目 8 番 1	
			同 所 7 番 1 0	
7 2	8 0 1 3 3	木区画 1 3 3 号線	南流山 1 0 丁目 3 2 番 2	
			同 所 3 3 番 1	
7 3	8 0 5 0 3	木 3 号歩行者専用道路	南流山 9 丁目 6 番 1 3	
			同 所 同 番 7	
7 4	8 0 5 0 4	木 4 号歩行者専用道路	南流山 9 丁目 1 2 番 3	
			同 所 7 番 1 1	
7 5	8 0 5 0 5	木 5 号歩行者専用道路	南流山 9 丁目 9 番 5	
			同 所 同 番 4	
7 6	8 0 5 0 6	木 6 号歩行者専用道路	南流山 9 丁目 1 1 番 3	
			同 所 同 番 9	
7 7	8 0 5 0 7	木 7 号自転車歩行者専用道路	木一丁目 1 4 番 1	
			同 所 9 番 1	
7 8	8 0 5 1 2	木 1 2 号自転車歩行者専用道路	木二丁目 4 番 4	
			同 所 3 番 1	
7 9	8 0 5 1 5	木 1 5 号自転車歩行者専用道路	木二丁目 1 6 番 8	
			同 所 1 5 番 1	
8 0	8 0 5 1 6	木 1 6 号自転車歩行者専用道路	木二丁目 1 5 番 6	
			同 所 2 5 番 1	

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
81	80517	木17号自転車歩行者専用道路	南流山9丁目2番1	
			同 所1番5	
82	80519	木19号自転車歩行者専用道路	南流山10丁目32番1	
			同 所 番1	
83	80520	木20号自転車歩行者専用道路	木三丁目7番1	
			同 所1番11	
84	80521	木21号自転車歩行者専用道路	木三丁目22番3	
			同 所23番1	
85	80525	木25号歩行者専用道路	南流山9丁目14番8	
			同 所110番	
86	80526	木26号歩行者専用道路	南流山9丁目5番2	
			同 所4番5	
87	80527	木27号自転車歩行者専用道路	南流山10丁目19番	
			同 所2番27	
88	83114	前ヶ崎区画114号線	前ヶ崎字奥ノ台442番5	
			同 所413番3	



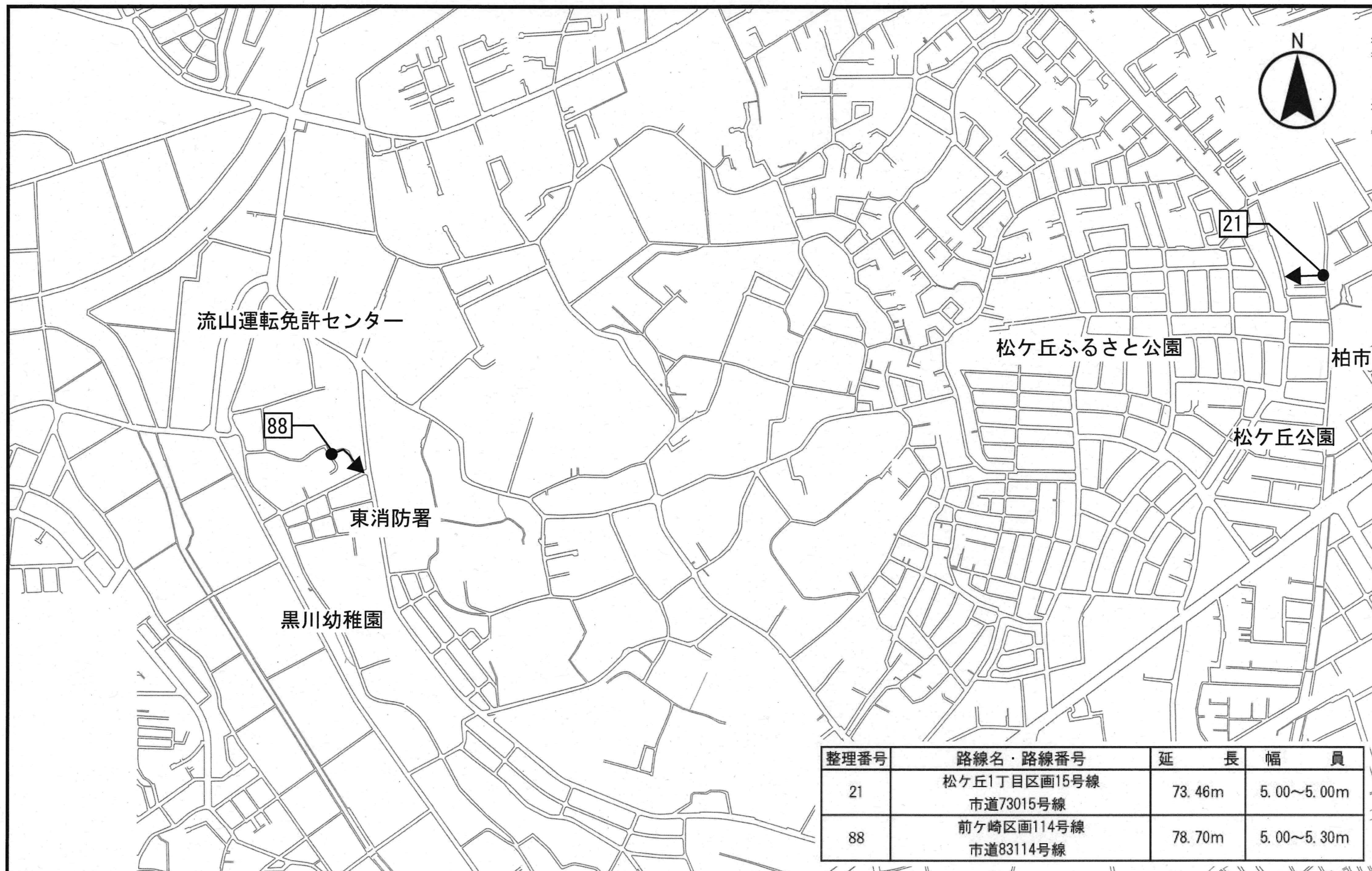
整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
1	三輪野山・市野谷1号補助幹線 市道317号線	590.71m	11.96~12.04m
2	三輪野山区画122号線 市道39122号線	290.61m	6.00~6.05m
3	三輪野山区画123号線 市道39123号線	84.10m	5.98~6.04m
4	三輪野山9号自転車歩行者専用道路 市道39509号線	31.03m	4.00~4.01m
5	市野谷区画169号線 市道40169号線	30.02m	6.00~6.00m
6	市野谷区画170号線 市道40170号線	49.63m	6.00~6.00m
7	市野谷区画171号線 市道40171号線	138.67m	5.99~6.02m
8	市野谷23号自転車歩行者専用道路 市道40523号線	34.08m	4.01~4.02m
9	市野谷24号自転車歩行者専用道路 市道40524号線	19.66m	4.00~4.01m
20	長崎1丁目区画27号線 市道64027号線	34.96m	5.00~9.00m

市道認定路線図



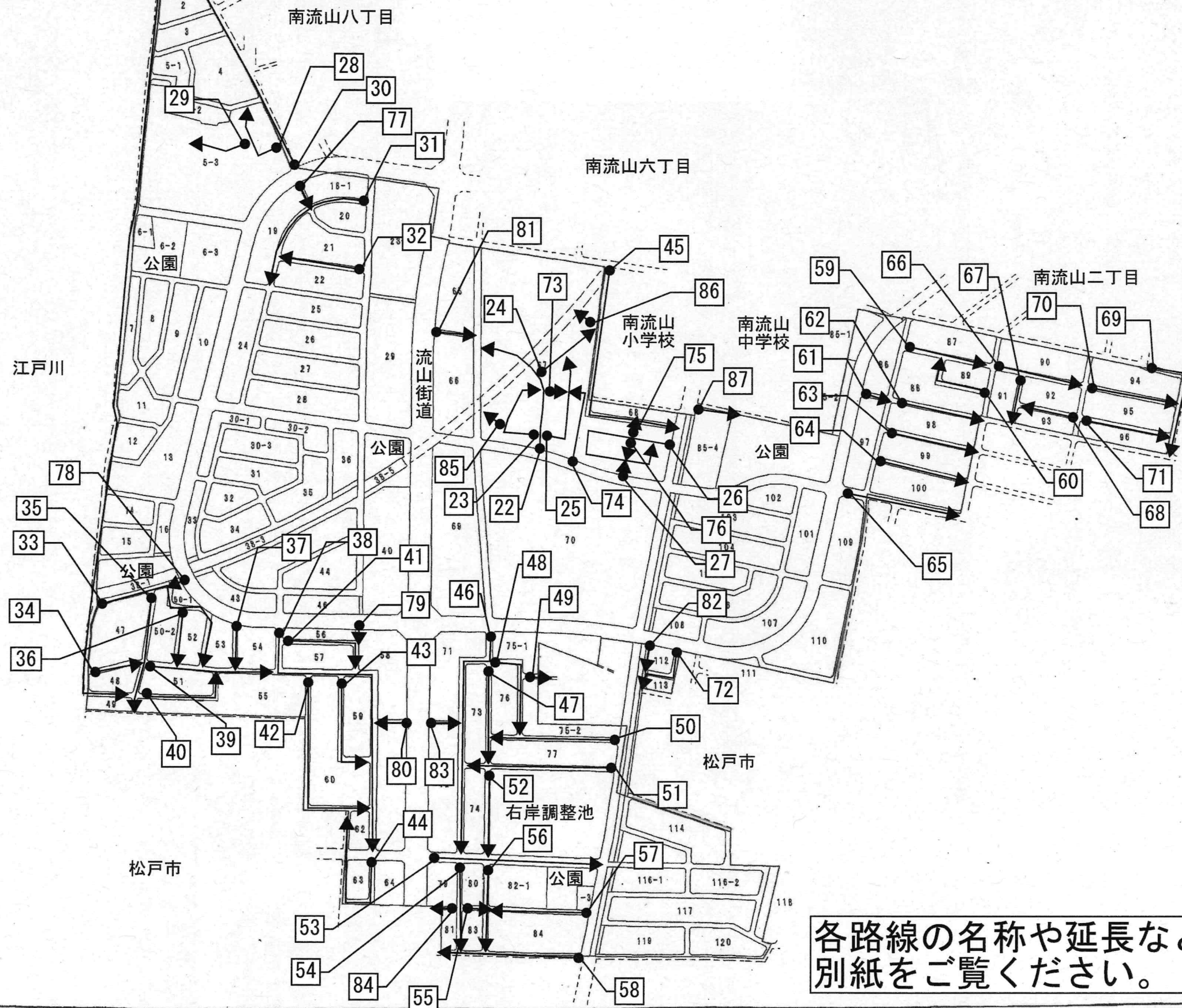
整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
10	後平井区画16号線 市道56016号線	105.67m	6.00～6.01m
11	後平井区画17号線 市道56017号線	109.84m	6.00～6.04m
12	後平井区画18号線 市道56018号線	108.29m	5.98～5.99m
13	後平井区画19号線 市道56019号線	94.54m	5.98～6.01m
14	前平井区画2号線 市道57002号線	155.94m	5.98～6.02m
15	前平井区画3号線 市道57003号線	269.78m	5.97～6.03m
16	前平井区画4号線 市道57004号線	64.36m	5.97～6.03m
17	前平井区画5号線 市道57005号線	89.19m	5.98～6.03m
18	前平井4号自転車歩行者専用道路 市道57504号線	33.17m	4.00～4.01m
19	前平井5号自転車歩行者専用道路 市道57505号線	29.10m	4.01～4.02m

市道認定路線図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
21	松ヶ丘1丁目区画15号線 市道73015号線	73.46m	5.00~5.00m
88	前ヶ崎区画114号線 市道83114号線	78.70m	5.00~5.30m

市道認定路線図



各路線の名称や延長などの詳細は別紙をご覧ください。

市道認定路線図

整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
22	木区画41号線 市道80041号線	175.33m	9.00～12.53m
23	木区画42号線 市道80042号線	121.78m	6.00～8.45m
24	木区画43号線 市道80043号線	90.17m	6.00～14.01m
25	木区画44号線 市道80044号線	151.33m	6.00～6.03m
26	木区画45号線 市道80045号線	237.29m	6.00～6.00m
27	木区画46号線 市道80046号線	11.43m	6.00～6.00m
28	木区画47号線 市道80047号線	92.45m	6.00～6.00m
29	木区画48号線 市道80048号線	55.72m	6.00～9.00m
30	木区画66号線 市道80066号線	1350.26m	5.79～6.55m
31	木区画83号線 市道80083号線	181.25m	6.00～6.05m
32	木区画84号線 市道80084号線	103.48m	6.00～6.00m
33	木区画92号線 市道80092号線	238.34m	5.00～8.41m
34	木区画93号線 市道80093号線	67.27m	6.00～6.01m
35	木区画94号線 市道80094号線	152.46m	6.00～6.01m
36	木区画95号線 市道80095号線	67.04m	4.00～4.02m
37	木区画96号線 市道80096号線	55.25m	6.00～6.00m
38	木区画97号線 市道80097号線	388.38m	8.00～8.03m
39	木区画98号線 市道80098号線	161.50m	6.00～6.02m
40	木区画99号線 市道80099号線	128.59m	6.00～6.02m
41	木区画100号線 市道80100号線	122.49m	6.00～6.03m
42	木区画101号線 市道80101号線	240.39m	6.00～6.03m
43	木区画102号線 市道80102号線	138.56m	6.01～6.04m
44	木区画103号線 市道80103号線	198.17m	6.00～6.07m

整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
45	木区画104号線 市道80104号線	294.37m	6.00～13.85m
46	木区画105号線 市道80105号線	305.61m	8.00～8.04m
47	木区画106号線 市道80106号線	122.55m	6.00～6.01m
48	木区画107号線 市道80107号線	124.33m	6.00～6.00m
49	木区画108号線 市道80108号線	18.88m	6.00～6.00m
50	木区画109号線 市道80109号線	156.67m	6.01～6.02m
51	木区画110号線 市道80110号線	182.07m	5.98～6.02m
52	木区画111号線 市道80111号線	105.77m	6.00～6.00m
53	木区画112号線 市道80112号線	208.14m	11.97～12.00m
54	木区画113号線 市道80113号線	108.51m	6.00～6.01m
55	木区画114号線 市道80114号線	25.49m	6.00～6.01m
56	木区画115号線 市道80115号線	108.05m	6.00～6.02m
57	木区画116号線 市道80116号線	121.98m	6.00～6.02m
58	木区画117号線 市道80117号線	168.93m	2.65～2.72m
59	木区画118号線 市道80118号線	108.08m	6.00～6.07m
60	木区画119号線 市道80119号線	89.21m	6.00～6.04m
61	木区画120号線 市道80120号線	31.93m	6.00～6.01m
62	木区画121号線 市道80121号線	110.90m	6.00～6.02m
63	木区画122号線 市道80122号線	111.86m	6.00～6.02m
64	木区画123号線 市道80123号線	113.50m	6.00～6.03m
65	木区画124号線 市道80124号線	150.67m	2.99～12.00m
66	木区画125号線 市道80125号線	109.94m	6.01～6.03m
67	木区画126号線 市道80126号線	59.62m	6.00～6.01m

整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
68	木区画127号線 市道80127号線	72.97m	6.00～6.01m
69	木区画128号線 市道80128号線	149.38m	3.92～8.00m
70	木区画129号線 市道80129号線	111.41m	6.00～6.01m
71	木区画130号線 市道80130号線	111.54m	6.00～6.02m
72	木区画133号線 市道80133号線	91.22m	5.78～6.13m
73	木3号歩行者専用道路 市道80503号線	24.94m	2.50～2.50m
74	木4号歩行者専用道路 市道80504号線	75.35m	2.50～14.90m
75	木5号歩行者専用道路 市道80505号線	13.56m	2.50～2.50m
76	木6号歩行者専用道路 市道80506号線	24.47m	2.50～2.50m
77	木7号自転車歩行者専用道路 市道80507号線	30.52m	4.00～4.01m
78	木12号自転車歩行者専用道路 市道80512号線	13.19m	5.99～6.00m
79	木15号自転車歩行者専用道路 市道80515号線	13.51m	4.00～4.01m
80	木16号自転車歩行者専用道路 市道80516号線	35.02m	4.00～4.01m
81	木17号自転車歩行者専用道路 市道80517号線	49.46m	4.01～4.01m
82	木19号自転車歩行者専用道路 市道80519号線	31.65m	4.00～4.12m
83	木20号自転車歩行者専用道路 市道80520号線	36.65m	4.00～4.01m
84	木21号自転車歩行者専用道路 市道80521号線	18.87m	4.00～4.00m
85	木25号歩行者専用道路 市道80525号線	16.97m	2.50～2.50m
86	木26号歩行者専用道路 市道80526号線	10.21m	2.50～2.50m
87	木27号自転車歩行者専用道路 市道80527号線	44.65m	3.72～4.29m

市道認定路線図

別紙

議案第 102 号

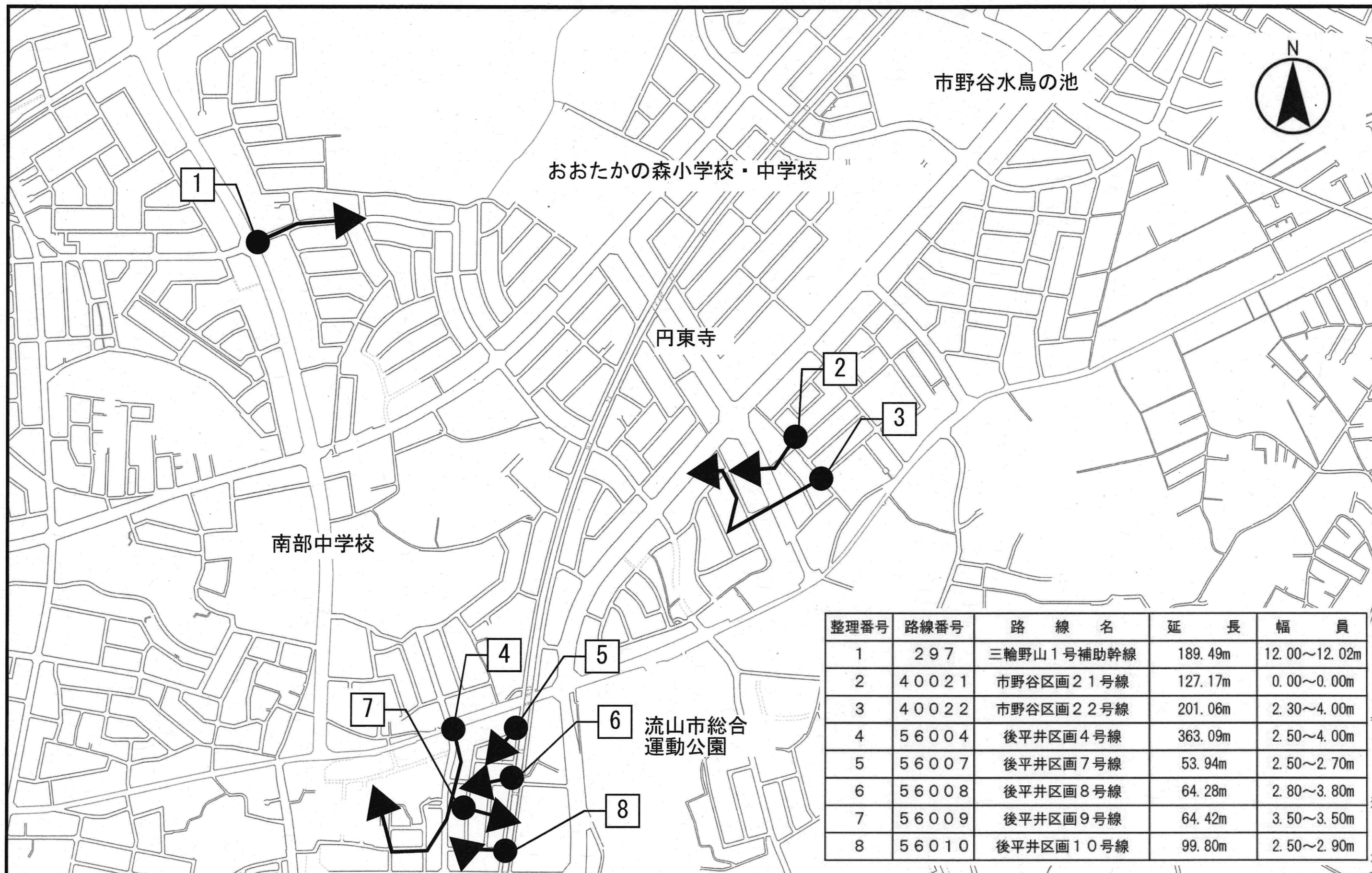
市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和5年11月30日提出

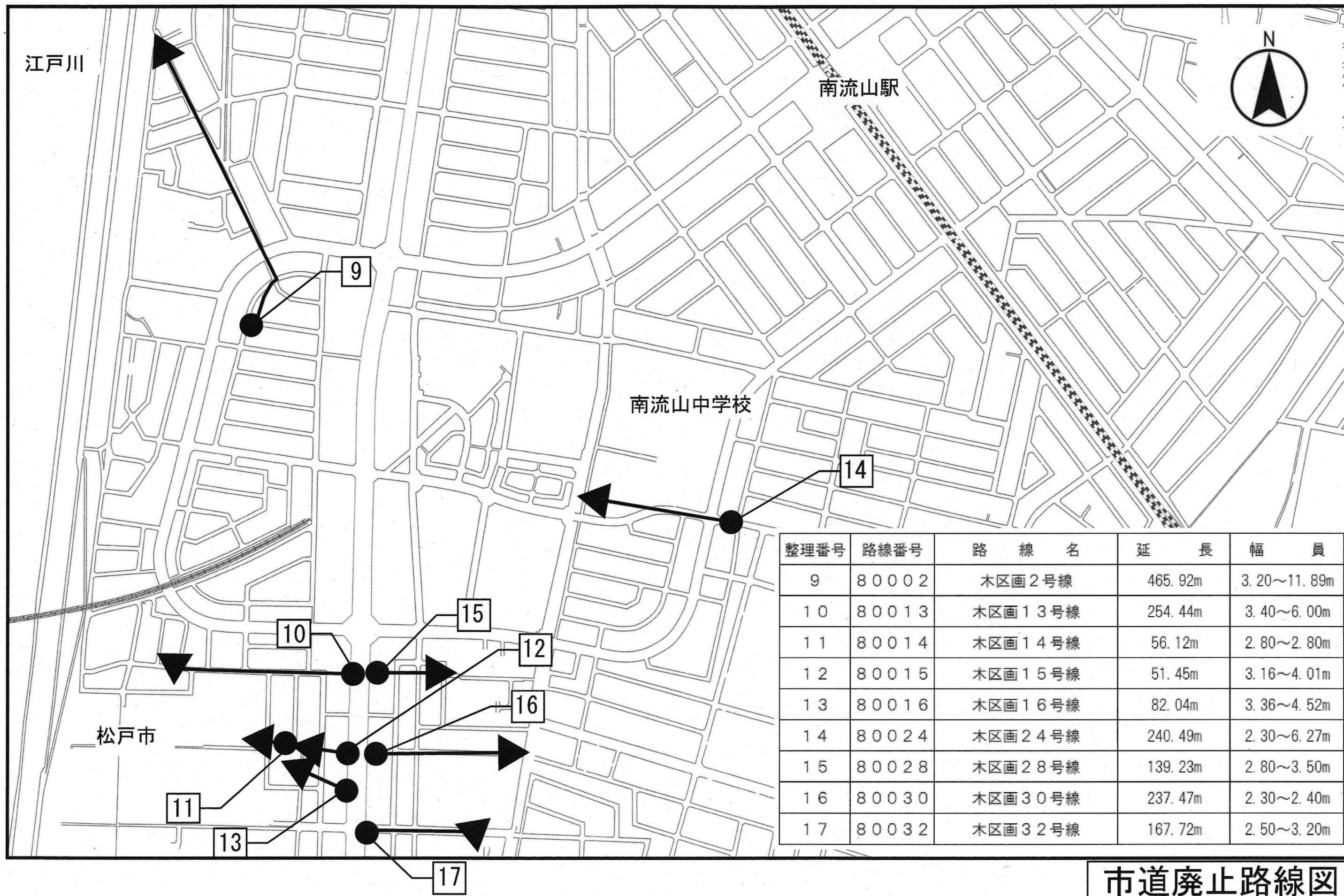
流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	2 9 7	三輪野山 1 号補助幹線	三輪野山四丁目 2 番	
			同 所 1 1 番 1 1	
2	4 0 0 2 1	市野谷区画 2 1 号線	市野谷字向山 5 1 7 番	
			同 所 5 2 1 番	
3	4 0 0 2 2	市野谷区画 2 2 号線	市野谷字向山 5 1 9 番	
			市野谷字梶内 4 3 1 番	
4	5 6 0 0 4	後平井区画 4 号線	後平井字中通 1 1 2 番 1	
			同 所 7 7 番	
5	5 6 0 0 7	後平井区画 7 号線	後平井字水深 2 4 0 番 1	
			後平井字東割 1 2 1 番	
6	5 6 0 0 8	後平井区画 8 号線	後平井字東割 1 2 5 番	
			同 所 1 3 0 番	
7	5 6 0 0 9	後平井区画 9 号線	後平井字東割 1 2 9 番	
			同 所 1 2 6 番	
8	5 6 0 1 0	後平井区画 1 0 号線	後平井字水深 2 3 9 番	
			後平井字東割 1 3 6 番 1	
9	8 0 0 0 2	木区画 2 号線	木字流作 1 4 1 6 番 2	
			同 所 1 3 1 7 番 4	
1 0	8 0 0 1 3	木区画 1 3 号線	木字膝丸後 2 3 5 番 4	
			木字膝丸 1 9 番 1	
1 1	8 0 0 1 4	木区画 1 4 号線	木字膝丸 4 1 番 3	
			同 所 3 4 番	
1 2	8 0 0 1 5	木区画 1 5 号線	木字膝丸後 2 0 1 番 4	
			木字膝丸前 7 7 番 2	
1 3	8 0 0 1 6	木区画 1 6 号線	木字膝丸前 7 9 番 4	
			同 所 7 6 番 1	
1 4	8 0 0 2 4	木区画 2 4 号線	流山字己之起 2 5 8 1 番 1	
			同 所 2 5 6 5 番	
1 5	8 0 0 2 8	木区画 2 8 号線	流山字己之起 2 5 7 8 番 5	
			木字膝丸後 2 2 7 番	
1 6	8 0 0 3 0	木区画 3 0 号線	木字膝丸前 8 0 番 2	
			同 所 9 2 番 2	
1 7	8 0 0 3 2	木区画 3 2 号線	木字膝丸前 1 1 5 番 1	
			同 所 9 9 番	



整理番号	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
1	297	三輪野山1号補助幹線	189.49m	12.00~12.02m
2	40021	市野谷区画21号線	127.17m	0.00~0.00m
3	40022	市野谷区画22号線	201.06m	2.30~4.00m
4	56004	後平井区画4号線	363.09m	2.50~4.00m
5	56007	後平井区画7号線	53.94m	2.50~2.70m
6	56008	後平井区画8号線	64.28m	2.80~3.80m
7	56009	後平井区画9号線	64.42m	3.50~3.50m
8	56010	後平井区画10号線	99.80m	2.50~2.90m

市道廃止路線図



整理番号	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
9	80002	木区画2号線	465.92m	3.20~11.89m
10	80013	木区画13号線	254.44m	3.40~6.00m
11	80014	木区画14号線	56.12m	2.80~2.80m
12	80015	木区画15号線	51.45m	3.16~4.01m
13	80016	木区画16号線	82.04m	3.36~4.52m
14	80024	木区画24号線	240.49m	2.30~6.27m
15	80028	木区画28号線	139.23m	2.80~3.50m
16	80030	木区画30号線	237.47m	2.30~2.40m
17	80032	木区画32号線	167.72m	2.50~3.20m

市道廃止路線図

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 木地区等の字の区域及び名称の変更に伴い、字の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の４の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和５年９月２９日

流山市長 井 崎 義 治

字の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例
(流山市立小学校設置条例の一部改正)

第1条 流山市立小学校設置条例(昭和39年流山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表流山市立南流山小学校の項中「流山市木487番地」を「流山市南流山9丁目8番地の8」に改める。

(流山市立中学校設置条例の一部改正)

第2条 流山市立中学校設置条例(昭和39年流山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表流山市立南流山中学校の項中「流山市流山2539番地の1」を「流山市南流山10丁目2番地の3」に改める。

(流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部改正)

第3条 流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例(昭和41年流山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の表流山市南消防署の項中「木」を「木 木一丁目 木二丁目 木三丁目」に、「南流山8丁目」を「南流山8丁目 南流山9丁目 南流山10丁目」に改める。

(流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正)

第4条 流山市立図書館設置等に関する条例(昭和53年流山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表流山市立南流山地域図書館の項中「流山市流山2539番地の1」を「流山市南流山10丁目2番地の1」に改める。

(流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例(昭和61年流山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条の表南流山調理場の項中「流山市流山2544番地の1」を「流山市南流山10丁目2番地の8」に改める。

(流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例(平成23年流山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条の表位置の欄中「流山市木487番地」を「流山市南流山9丁目8番地の8」に改める。

(流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改

正)

第7条 流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例（令和3年流山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の表流山市南流山児童センターの項中「流山市流山2539番地の1」を「流山市南流山10丁目2番地の1」に改める。

（流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 流山市立小学校設置条例及び流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例（令和5年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち流山市立小学校設置条例第2条の表に次のように加える改正規定中「流山市流山2539番地の1」を「流山市南流山10丁目2番地の3」に改める。

第2条のうち流山市立中学校設置条例第2条の表流山市立南流山中学校の項位置の欄の改正規定中「流山市流山2539番地の1」を「流山市南流山10丁目2番地の3」に改める。

附則第2項のうち流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例第3条の表南流山調理場の項位置の欄の改正規定中「流山市流山2544番地の1」を「流山市南流山10丁目2番地の8」に改める。

（流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例第3条の表に次のように加える改正規定中「流山市流山2539番地の1」を「流山市南流山10丁目2番地の3」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月30日から施行する。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年８月２１日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 雹害により、流山市立南部中学校の駐車場に駐車していた公用車（市が賃借している自動車）の天井に損傷が生じた物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和４年６月３日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市加三丁目６００番地の１
（流山市立南部中学校駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港５７番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和５年８月２１日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ３３０，０００円 |

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市が管理する都市公園内で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年８月２８日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する東深井地区公園駐車場内において、相手方が当該駐車場から車両を出庫させようとしたところ、側溝の破損によりグレーチングが跳ね上がり、当該相手方車両下部のオイルタンクを破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和５年７月４日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字東深井８１５番地
（東深井地区公園駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和５年８月２８日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | １３１，２４７円 |

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する道路上で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年９月２５日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路のアスファルト舗装に陥没が生じており、相手側が所有し、運転する車両が当該陥没箇所を通過したところ、当該車両の左前輪を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和５年７月１３日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字深井新田６２番２地先
（市道０２０８７号線） |
| 4 | 相 手 方 | 茨城県結城郡八千代町在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和５年９月２５日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額６４，０００円のうち、
３２，０００円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ３２，０００円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年１１月９日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上において、相手方が歩行中
に対向車両を避けるため側溝蓋に乗ったところ、
当該蓋が外れ、当該相手方が側溝内に転落
したことによる人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和５年４月１９日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市美原１丁目１６６番地先
（市道０７０２８号線） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和５年１１月９日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ５５,４８０円 |